

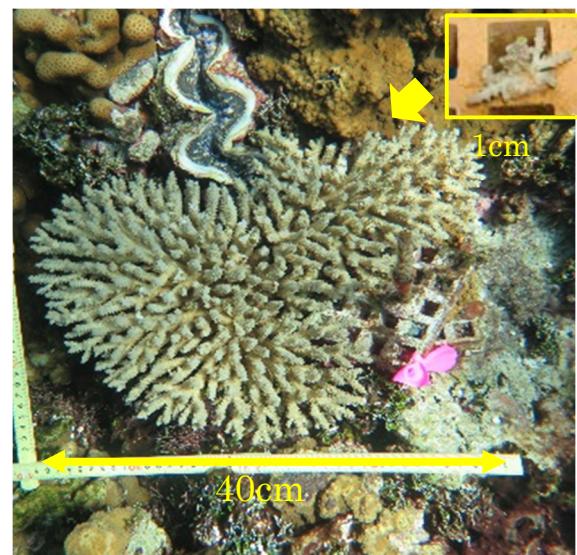
6 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進

(1) 離島の保全等

ア 国境離島の保全・管理

① 国境離島及び低潮線の安全的な保全・管理の推進

- 排他的経済水域（EEZ）等の外縁を根拠付ける低潮線の保全のため、低潮線保全区域内の海底の掘削等の行為規制を行うとともに、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視を実施しました。令和2年（2020年）3月末時点で、低潮線保全区域内における制限行為及び保全対策が必要な地形の変状は確認されていません。（国土交通省）
- 国境離島の適切な保全・管理を図るため、内閣府が中心となり関係省庁で連携し、情報収集衛星で収集した画像に所要の加工処理を行った衛星画像や巡視等により、国境離島の状況把握を実施しました。（内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省）
- 平成30年（2018年）度に総合海洋政策本部参与会議の下に設置された「MDAの取組を活用した国境離島の状況把握に関するPT」の報告書に記載された「関係省庁が収集した情報と政府全体の状況把握の実施状況の共有」等を踏まえて、速やかな国境離島の状況把握を図るため、関係省庁による協力の下、国境離島の状況把握を進めました。（内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）
- 「厳しい環境条件下におけるサンゴ礁の面的保全・回復技術開発実証委託事業」において、大規模に衰退したサンゴの効率的・効果的な保全・回復を図るため、沖ノ鳥島等で、サンゴ礁の面的な保全・回復技術の開発・実証に取り組みました。（農林水産省）
- 沖ノ鳥島では、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等、観測拠点施設の更新等を行いました。（国土交通省）
- 低潮線の保全を確実かつ効率的に実施していくため、各関係機関が調査・収集した低潮線の保全に資する情報を引き続き収集し、海上保安庁が維持管理する「低潮線データベース」への情報追加・更新作業を行い、関係機関との情報共有を図りました。（国土交通省）



沖ノ鳥島へ移植したサンゴのモニタリング
1cmのサンゴを移植し、10年間で40cmに成長

○EEZ 等の保全及び利用に関する活動の拠点となる特定離島港湾施設において、国による港湾の管理を実施し、利活用を図るとともに、船舶の係留、停泊、荷さばき等が可能となる港湾施設の整備（南鳥島では平成 22 年（2010 年）に、沖ノ鳥島では平成 23 年（2011 年）に着手）について、沖ノ鳥島では中央桟橋据付工事を、南鳥島では岸壁整備、施設の管理及び港湾の水域管理を実施しました。（国土交通省）

○有人国境離島法及び同法に基づく「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針」に則り、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金等の活用、離島のガソリン流通コスト対策事業、高度・多様な職業訓練機会の確保、港湾等の整備、有人国境離島地域における部隊の増強、警察部隊を輸送するための機材の整備及び携帯電話等エリア整備事業の活用等を通じ、特定有人国境離島地域の地域社会維持及び有人国境離島地域の保全に必要な施策を実施し、令和元年（2019 年）には、長崎県五島市で平成 16 年（2004 年）の市町村合併以降初めて転入者数が転出者数を上回るなど、特定有人国境離島地域における転出入の状況が法施行前の水準と比べ改善しています。（内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）

○無人の国境離島及び有人の国境離島の領海基線近傍の土地を対象に不動産登記簿の収集を実施しました。また、「MDA の取組を活用した国境離島の状況把握に関する PT」の報告書に記載された「衛星情報等を活用した速やかな悉皆調査と重みを付けた定期的な状況把握」等を踏まえて、土地の所有状況の把握や大規模な掘削行為等の規制状況等について整理し、継続的な状況把握を進めました。（内閣府）

② 離島における安全確保や観測活動の実施

○海上交通の安全確保の観点から、離島に設置されている航路標識の維持管理及び 142 か所の整備を実施しました。（国土交通省）

○台風、地震、津波等の自然災害による被害防止・軽減の観点から、離島の気象・海象観測施設等の整備等及び適切な維持管理を進めており、台風等の監視に重要な南鳥島では、気象や温室効果ガス等の観測施設の維持・管理を実施しました。（国土交通省）



遠地津波観測装置（南鳥島）